

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

産業廃棄物処理業の労災防止

死傷災害2割減を目標に——全国産業資源循環連合会
事例検討し所感を報告——有明興業

特集Ⅱ

抄録「トップ&キーマンのことば」

～安全促進への助言、教訓として～

ニュース

作業所長も対象に含める

建災防 新COHSMS公表へ

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2305

5

2018

1

■ 災害のあらまし ■

主に観光バスの運転手を務めていたAが、大型観光バスの運転中に脳出血を発症した。救急車で搬送されたものの、その後死亡した。

■ 判断 ■

労働基準監督署は、この脳出血は業務上の事由によるものではないとし、**業務外**と判断。遺族がこの判断を不服とし不支給処分取消しを求めて裁判を行ったが、裁判所は、労働時間、不規則な勤務、拘束時間などの負荷を斟酌しても、業務起因性は認められないとして請求を棄却した。

■ 解説 ■

労災認定となる「業務災害」とは「労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡」で「業務上」であるかの判断は災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生＝労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）が必要とされている。

Aは、大型観光バスを運転中に気分が悪くなり、一旦停止したが、何度もエンストを起こし、目をこすってメガネを足元に落とすなど様子がおかしかった。同乗のバスガイドが声をかけたところ、返事はしたがろれつが回っておらず、危険を感じたバスガイドがサイドブレーキを引き、バスを停止させた。救急車を呼んで搬送されたが、その後死亡したものの。一見、業務中のため業務上と思えるが、Aの発症した疾病が脳出血であり、その発症に業務起因性は認められないと判断された。これを不服とし、国に労災認定を求めて遺族が提訴した。

遺族側は、観光バスの運転は、長時間の

社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 小泉事務所
東京会

所長 小泉 正典

第266回

拘束、不規則な勤務や深夜勤務、乗客を乗せての運転という精神的緊張を伴う勤務であり、特に発症前の勤務は過重なもので、13日連続勤務や深夜勤務が12回と多く、さらに長時間の労働時間が重なったために脳出血を発症したと主張した。

これだけを見れば、業務起因性も認められると思われるが、東京高等裁判所は、労働時間以外の勤務の不規則性や長時間労働や精神的負荷についての負荷要因をある程度認めたとうえで、以下の理由で業務起因性は認められないと判断した。

今回の脳出血は、「医学的には脳動静脈奇形の破裂による出血である可能性が最も高いと認めるのが相当」であり、「発症前の時間外労働も1日約2時間35分」で「拘束時間中も3.4時間も空き時間が含まれ、休憩に当てられていたこと」「大型バスの運転手として約14年の経験を有しており、運転業務により精神的緊張の程度が特に著しいものであったとまで認めることができない」とし、「負荷の程度を斟酌しても、血管病変等をその自然的経過を超えて著しく増悪させて、本件疾病の発病に至らしめるほど負荷の大きいものであったとは認められない」と業務起因性を否定している。

脳出血での死亡などで労災が認められているケースは存在する。多くは過重労働や高ストレスを原因とした高血圧症が背景にあるもので、脳動静脈奇形という先天的なもので、さらにAにはもともと高血圧などの既往症もなかったが、それをもって直ちに業務起因性を否定しているものではない。疾病の発症となるような著しい負荷の有無について、確認、検証を行ったうえでの判断である。言い換えれば、著しい長時間労働や過度のストレスがあり、発病に至らしめ



るほどの負荷があったと認められれば、業務上とされた可能性もある。

このように、業務中の疾病発症であっても、たまたまその疾病発症が業務中に起こってしまったというだけで、その疾病発症自体に業務起因性が認められなければ、労災認定とはならない。また、今回の裁判では私的リスクファクターについても触れられており、日ごろの被災者の習慣も検証材料となっていた（今回の場合、飲酒や喫煙）。労災請求自体を安易に否定したりすることはあってはならないが、業務との因果関係や時間外労働についての把握はしておくことは重要なことである。もちろん、疾病発症原因のリスクを下げしておくこと（長時間労働の是正や心理的負荷の度合い軽減）はもっと大切なことである。先般、国土交通省が、自動車運送業における運転中の脳血管疾患の発症を防ぐための脳血管疾患対策ガイドラインを作成しており、脳検診の活用の推進や、検診で異常所見があった場合は専門医の受診や、専門医の指示に従い、勤務時間の変更など配慮を適切に行うなど具体的な取り組み手順を示しているため、参考に活用したい。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp